

フリースクール等補助概要

1 補助金交付の目的（第2条関係）

この補助金は、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクール等民間施設の活動を支援するため、施設の設置者に対して、施設を利用する児童生徒の指導体制の整備、教材や体験活動等に係る経費の一部を助成し、児童生徒の社会的自立に資することを目的とする。

2 補助対象施設（第3条関係）

次に掲げる要件をすべて満たすもの。

- (1) 不登校児童生徒に対する相談・指導を主たる目的としていること。
- (2) 非営利法人（学校法人を除く。）が運営する施設であって、かつ2年以上の活動実績があること。
- (3) 学校との間に十分な連携・協力関係が構築されていること。
- (4) 複数の児童生徒（小・中学生）を受け入れていること。
- (5) 施設の利用料が比較的低額であり、当該収入のみでは適切な運営が困難と認められるものであること。

3 補助メニュー及び補助金額（第4条関係、別表）

補助メニュー及び補助金額は別表のとおり。

4 申請時期（別表）

- (1) 第1回 6月（在籍児童生徒数は6月1日現在）
- (2) 第2回 9月（在籍児童生徒数は9月1日現在）

別表

札幌市フリースクール等民間施設事業費補助基準

補助額（上限）		
<p>○ 補助事業者は、上記補助メニューのうちから現状に即したものを選択する。</p> <p>○ 1 団体当たりの年間補助限度額は、以下のとおり。</p> <p>児童生徒 8 名以下 1,600 千円</p> <p>児童生徒 9 名以上 2,000 千円</p>		
補助メニュー	経費の内容	補助額（上限）
1 配置職員の充実		
必要職員の確保	<p>○児童生徒の相談・指導に関わる職員が下記基準数を下回る場合、基準数に至るまで職員を追加配置するために要する経費</p> <p>【基準数】</p> <p>児童生徒 8 名以下 2 名</p> <p>児童生徒 9 名～16 名 3 名</p> <p>児童生徒 17 名～24 名 4 名</p> <p>児童生徒 25 名～32 名 5 名</p> <p>児童生徒 33 名以上 6 名</p> <p>補助額は、日額 6,000 円を上限とする。</p>	<p>職員 1 名につき 1,260 千円 (6,000 円/日×210 日)</p> <p>職員は、現行で最低 1 名いることが前提（ただし、当該職員は補助対象外。）。</p>
カウンセラー配置	<p>○カウンセラー等の配置に要する経費</p> <p>【資格要件】</p> <p>臨床心理士 精神科医師 大学教官（心理学専攻）</p> <p>準ずる者として、大学卒で 5 年以上の相談経験、大学院修了または医師で 1 年以上の相談経験でも可。</p> <p>補助額は時間単価 5,000 円を上限とする。</p>	<p>600 千円 (5,000 円/h×2 h×60 日)</p>
2 活動の充実		
教材・教具の整備、体験学習・実習費	<p>○教材及び教具の整備に係る経費 児童生徒の指導に使用する教材、教具など（参考図書を含む）</p> <p>○体験学習・実習等の実施に直接要する経費</p> <p>【経費内容】</p> <p>講師謝金（委託料を含む。） 講師、引率者の旅費 当該活動に係る保険料 当該活動に係る消耗品費、印刷製本費、燃料費、通信運搬費、使用料・賃借料</p>	<p>800 千円</p>
施設借上料	<p>児童生徒の相談や指導等のために新たに必要となる施設の借上料</p> <p>月額 50,000 円を上限とする。</p>	<p>600 千円 (50,000 円×12 月)</p>

※ 申請時期は 6 月、9 月の 2 回。児童生徒数はそれぞれ 6 月 1 日、9 月 1 日現在のものとする。

※ 「1 配置職員の充実」には、社会保険料の事業者負担分等は含まない。

※ 「2 活動の充実」の「施設借上料」は、施設借上のための初期費用（敷金、礼金等）及び駐車場借上料等は含まないが、借上施設の管理費（上下水道費、光熱費、火災保険料等は除く。）は含む。